

第2回 釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会

日 時 平成16年9月13日(月) 午後1時37分から

場 所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

出席者(11名)

委員長 吉田 正勝

副委員長 曾我部 不二子

委 員 松永 俊雄

平間 育子

小坂田 裕二

溝口 精

坂本 淳

大島 修造

廣谷 スマ子

本城 洋

河合 京子

欠席者(1名)

山本 伸樹

## 1 . 開会

吉田議長： 皆様ご苦労様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回教育文化小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内11名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は白糠町の大島修造委員、音別町の河合京子委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

## 2 . 協議事項

吉田議長： それでは、協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に送付させていただいた「教育文化小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙3 協定書整理案」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございます。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」ご説明をさせていただきます。会議資料2ページでございますが、別紙2「調整方針修正案(第2回教育文化小委員会/未提案2項目中2項目)」をご覧ください。なお、この協議事項(1)通番2「奨学金貸付制度」につきましては、8月23日と9月10日に開催されました教育長会議におきましてご審議をいただき、本日の提案になっていることをご報告させていただきます。

(下記の変更があった調整方針修正案について事務局より説明)

通番1 【16-02-02-11】「学校林の設置」

通番2 【16-02-03-02】「奨学金貸付制度」

吉田議長： ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

大島委員：阿寒町の前田一步園財団の関係については、6市町村協議会時には一切触れられていなかったのですが、いつの時点でこのような内容がはっきりしたのでしょうか。恐らく幹事会などの場で話が出てきたのだらうと思いますが、いつの時点で出てきたのかお聞きします。

また、奨学生には小中学生は含まれないと思いますが、高校生や中学生が阿寒地区から居なくなるような状況になり、将来的にその目的が達成出来ないような状態になった場合に、新市として前田一步園財団に対する考え方というのは、幹事会の中でどのような協議がされたのかお伺いします。

事務局：ご指摘の奨学金貸付制度の阿寒町の部分についてですが、4市町協議の中で奨学金を新市において一本化する時に、従前より阿寒町で行っている奨学金貸付制度については前田一步園財団からの寄附金を財源として行ってきた経過が説明されました。その時に、幹事会での議論もそうですが、前田一步園財団からの寄付の条件として、阿寒地区の居住者への奨学金として援助したいとの条件付けがされており、仮に新市の中で3市町の高校生・大学生等の方々に奨学金を貸し付けする場合は、前田一步園財団としては寄附ができないとの指摘もございまして、行政としては寄附を受けていく以上、前田一步園財団のお気持ちを尊重していきたいと判断いたしました。従いまして、この奨学金貸付制度につきましては阿寒地区の居住者の方々について対象としたところがございます。全体の制度から言いますと、奨学金は当然募集をして一定条件のもと貸し付けます。その時に、4市町の高校生・短大生・大学生の方々がその対象となり、後段のご質問との関連もありますが、仮に10名という枠の中で適用した時に、阿寒地区の方が1人もいない場合は、新市の基金を使って奨学金の貸し付けを行うこととなります。10名の内に1名か2名の阿寒地区の居住者がいらっしゃれば、そのの方々については前田一步園財団からの基金を以って奨学金の貸し付けに充てるということになり、一般の基金から適用はしない考え方で整理しています。従いまして、後段のご質問と重複いたしますが、あくまでも阿寒町の居住者に対しての適用であり、阿寒高校は今のところ存続に向けて努力していくつもりですので、そういう意味では対象者がいなくなるということは想定しておりません。

大島委員：阿寒の財団の奨学基金については、恐らく基金の目的や条例によって奨学金の上限額をどの程度にするかなど色々な要件があると思いますが、貸付要件は釧路市に倣うとのことですので、例えば釧路市の条例で大学生については月額5万円となっているところを、前田一步園財団では月額10万円を貸し付けるといった場合の差額について、幹事会や専門部会で検討された時に課題として出ていなかったのかどうかお伺いします。

教育専門部会：専門部会でもこの部分に関しまして時間をかけて議論させていただきました。結局は基金を1つにして、奨学生を選考する過程においては、当然なが

ら条例や規則を作って、その中に恐らく審議会を作るだろうと思いますが、その審議会の中で同じ基準で、例えば家庭の収入状況、進学への意欲、本人の性質であるとかを総合的に議論していくこととなります。これは阿寒町の子弟も他市町の子弟も同じレベルで審議していただきます。その時に「支給決定した中に阿寒町の子弟がいた場合は」という条件設定になりますので、もし阿寒町の子弟がいなかった場合は通常の基金会計の中で支出する形になりますので、取扱いについては同じになるかと思っております。

松永委員： 今の説明の中に「奨学金の対象者に例えば阿寒町の方がいない場合は」というお話もありましたけれども、これは新市で新しい条例、規則を作って基準を設けるのですが、議論の経過としては釧路市、阿寒町、白糠町、音別町でそれぞれ奨学金の制度を持っていたわけですから、旧自治体ごとに枠を設けてはどうかといった議論はなかったのでしょうか。今の説明ではたまたま阿寒町から応募がなくて阿寒町の住民の方は1人もいないようなお話でした。私はその様なことにはならないのではないかと思います、どのような議論がされたのでしょうか。

教育専門部会： 専門部会の中でも枠を設定してはどうかといった意見もありましたが、貸付額に圧倒的な差がありまして、大学の場合でも国公立と私立、専門学校でも国公立と私立の場合などそれぞれの枠配分の中で貸付金額が決められていますので、1番高いところに引き上げようといった話し合いがされました。金額的には釧路市が1番高いのですが、釧路市の枠の配分は大学と専門学校が一緒であるとか、少し語弊があるかもしれませんが以外と大雑把な分け方をしております。ある程度の細かい枠の設定をしていくということも1つの方法と考えますが、これは今後の事務事業の一元化の中で考えていくことで十分ではないかといった話もあったところです。ただ、新市になるとそれぞれの地域に住む子供たちについては、どこの地域というよりは親の収入や本人の意欲や進路等の条件について公平に考えた方がよしいのではないかといった意見の方に専門部会としては結論を持っていったところでございます。

松永委員： 新市になって最終的にはその様になることが望ましいと思いますが、この種の問題の場合、いきなりそうはならないのではないかと考えます。金額に違いがあつたにしても奨学金制度をそれぞれ実施してきたのですから、新市の制度に馴染むまでの一定期間は経過的な措置が必要ではないかと考えます。今までも似たような例で当分の間とか経過措置 年程度等の表現がされておりまして、当分の間というのは3年なのか5年なのかという議論もあったところですが、この場合もそういう考え方があっても良いのではないかと思います。今の説明からいくと既に結論付けされるということでしょうか。

教育専門部会： 奨学金の申込と決定者の競争率等を考え合わせますと、釧路市が圧倒的に高いわけございまして、ほとんどの児童、生徒が決定されないというよう

な状況です。一方、町におきましては比較的、優位に決定されるということで、この時の条件を比較していきますと、当然ながら競争率の高い釧路市が厳しく査定を受けるということになります。これは当たり前の世界であるかもしれませんが、教育現場にいる者としては本当に困っているが勉強に進みたいという子供たちに少しでも応えてやりたいという思いから、あくまでもゼロの段階からの積み上げといった方向に結論を持っていったところであり、専門部会としては枠の配分までは結論を持ち得なかったところであります。

平間委員： 確認ですが、調整内容に「償還金の取扱いについては、未償還分は新市に引き継ぐ」となっておりますが、これは阿寒町の前田一步園財団からの寄附による奨学金の未償還分は無いのでしょうか。また、前田一步園財団からの寄附による奨学金は、今後ずっと継続していくということでしょうか。

教育専門部会： 前田一步園財団からの寄附は今後も続いていきます。また、当然ながら未償還分もそれぞれの貸付の段階で残っております。

平間委員： そうしますと、前田一步園財団からの奨学金の未償還分は、あくまでも前田一步園財団に返すという取扱いですか。

教育専門部会： 音別町にある奨学金、白糠町にある奨学金、釧路市の奨学金も含めて全て一緒にするという事ですので、当然ながら未償還分もその事務を引き継いでいきますし、阿寒町の前田一步園財団からの奨学基金の会計も同じように引き継いでいくことになります。未償還分は恐らく貸付率や償還の猶予等の条件もそれぞれ違っているかと思いますが、これらは今後整理していくことになります。いずれにしましても、新市に事務的なことや償還分も全てを引き継いでいき、新規貸付も行なう流れになっていくものと考えます。少し複雑な事務形態になりますが、これはやむを得ない事ではないかと思っておりますが、そういう形で進んでいくものと考えています。

本城委員： 例えば高校の場合、音別町、白糠町、阿寒町の生徒は釧路市内で通学している生徒よりも通学に要する費用が少し高くなると思います。1学区制になった場合に新市の端から端まで通学するということもあり得るということで、貸付金額の配慮と言いますか、そういったことの検討はされたのでしょうか。

教育専門部会： 現在のところ高校生の場合は、音別町で15,000円、白糠町で7,000円、釧路市の場合は授業料相当額という考え方がありまして9,300円ということになっております。お尋ねの通学の経費についても十分に検討させていただいております。高いという実態はあります。参考までに聞いていただきたいのですが、例えば音別町から汽車通学した場合の1ヵ月の定期代が10,750円、3ヵ月定期では30,660円、白糠町にお住まいなら釧路駅まで1ヵ月の定期代が8,115円、3ヵ月では若干の割安と言いながらも2万数千円掛かり

ます。また、釧路駅に着いてから何処の高校に通学するかによってバス代が違いますが、概ね釧路駅からの乗り継ぎとなりますと、「とくとく定期」などの3ヵ月定期の27,000円でバスが乗り放題というものもあります。これらは十分に検討いたしましたが、これを直接、奨学金の貸付金額に反映できるかとなりますと、原資の問題と対象人数などの問題もあり厳しい気はいたしております。いずれにしても高校生の場合は1番高いところに合わせますから、物価スライド等も全く考えないで今の金額でいきますと18,000円位まで上がるかもしれません。公立では15,000円、例えば武修館高校に通学したとしますと18,000円になるような仮のイメージはありますが、精査されていくこととなります。ただ、これに交通費まで加味すると基金の原資にも限界があり、出来れば幅広く子供たちに振り分けた方が良いのではないかとといった議論もさせていただいたところですので、交通費を全部対象とすることは少し難しいのではないかと考えております。

本 城 委 員： そういった面ではいわゆる全体の「パイ」の配分と言いますか、出来るだけ多くの生徒を対象とすることは十分に理解できます。しかし、費用の負担が相当違ってくるといふ部分では、地方に住む児童生徒の親が大変な負担を強いられるというようなこともあり、1つの「パイ」の中で若干の差が出たとしても然るべきではないか、そういった中での配慮というものをしていただけないものかと考えます。もし、ご検討いただけるというような方向があるとすれば、是非お願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

教育専門部会： 高校の場合は特に通学区域が変わりまして釧路学区になり、極端な話をしますと厚岸町、弟子屈町あるいは標茶町の高校に進まれるかもしれないということで、通学というよりは移り住むという形になっていくのではないかとこの感じがします。そうなりますと、その生活費をどのように査定できるかということになると、非常に厄介な計算になっていきます。その辺は今後の貸付額ということでは1番高いところに合わせている気がしておりますので、その中でのご理解をいただければと思います。

吉 田 議 長： 今の議論を聞いていて、それぞれの町にとってみれば今までに奨学金制度を受けたいと思っている方にとっては希望がかなえられるかどうか不安な要素があるのではないかと考えたところですが、今のお話では一律的な経済困窮者と言いますか、非常に勉学、向学心に燃えているのに若干の資金不足のために進学できない方たちを助けるという意味での奨学資金制度の本来の目的に沿って進めたいといった事務局の答弁でした。これまでの議論の中で非常に心配な点は、今までのように各町で支給していただけた希望者に対して、ある程度条件を満たした数で決定されるのかということが1つの大きな関心事でありますので、条例の制定につきましては、その辺の地域事情等を十分に踏まえた中で議論がなされるような条例案をつくって提案していただければありがたいと思います。

本 城 委 員： この場合の貸付の方法ですが、毎月窓口に貸付を受けに行く場合や振込みなどの方法もあるでしょうから、その貸付方法と償還方法について確認したいと思います。

教育専門部会： 現状はそれぞれの自治体でやり方が違っており、月々の振込方式を取る場合もありますし、その方法は様々であろうかと思えます。ただ、新市では範囲が広がりますので、例えば窓口払いと言いましても取りに来られないということもありますので、この辺はそれぞれの事務的な話の中で一番負担のかからない、また親に面倒をかけない方法で交付できるように考えたいと思えます。

吉 田 議 長： それでは、この調整方針修正案につきましては議論を閉じたいと思えますけれども、今まで色々な議論があった中で非常に心配な点というのは、各町で今まで支給されていただけの金額で決定されるのかどうかということが大きな関心事でもございます。条例の制定につきましては、地域事情等を十分踏まえた中で条例案を作り、提案していただくということでまとめさせていただきたいと思えます。

本 城 委 員： 償還方法についても同じでしょうか。

教育専門部会： 償還方法もそれぞれありまして、現金を持ってくる方もいれば、振込みされる方もおります。償還の場合は貸し付けの場合と条件が少し違い生活実態を精査するというようなこともあります。一番良い方法を考えていきたいと思えます。

吉 田 議 長： 事務局の方から子供たちにとってよりよい制度となるように考えて行きたいという答弁でございました。他に何かございませんか。

(「ありません。」の声)

吉 田 議 長： 質疑がございませんので、この協議事項(1)につきましては、ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

吉 田 議 長： それでは、協議事項(1)につきましては、了承されました。  
次に協議事項(2)に入らせていただきます。協議事項の(2)「合併協定項目案の検討について」事務局より説明願います。

事 務 局： 協議事項の(2)「合併協定項目案の検討について」ご説明いたします。は

じめに、会議資料の2ページをお開きください。合併協定項目案のご提案に当たりましては、7月7日の合併協議会の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」に従い、4市町協議の中で修正された調整方針の内容を盛り込んだ合併協定項目案について検討をいただくこととなります。本小委員会も同様でございますが、担任する調整項目を含む協定項目について、別紙3の「協定書整理案」により、合併協定項目案の文案を検討いただくものです。別紙3の1枚目をお開きいただきますが、その裏面「25-21 学校教育事業」のページをご覧ください。協定書整理案には「合併協定項目(案)」及び「調整方針要約一覧」を掲載しています。「ア 合併協定項目(案)」は「調整方針要約一覧」に掲載されている4市町の調整方針の内容をもとに、住民に深く関わる項目を中心に「合併協定項目(案)」としてまとめています。

「イ 調整方針要約一覧」の「調整方針要約一覧」は、これまで協議されてきた4市町の調整方針を該当する合併協定項目ごとに分類して、内容を要約したものです。また取扱い区分欄は、新市でどのような対応になるのか分りやすく示すことができるよう次の区分をしています。 の取扱い区分表の取扱い区分である「現行のまま新市に引き継ぐもの」の内容は、合併にあたっての対応がなく、現行が引き継がれる場合(名称のみ変更となる施設、特定地域に残す制度や事業など)、「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」及び「 市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の内容は、現行の制度や事業を新市全体に適用する場合、「新市において廃止するもの」の内容は、現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合、「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」の内容は、新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合(経過措置や調整猶予を設けていても新市全体への適用を決めているものは除く)となっております。

また、「調整方針要約一覧」に係るその他の注釈事項といたしまして、「a」といたしまして、1つの調整項目で内容が多岐にわたる場合は、複数の取扱い区分に分割して掲載しています。「b」といたしまして、小委員会が担任する調整項目については、「合併協議会項目番号」欄を網掛け表示しています。「c」といたしまして、「調整を必要とする事項」欄は、調整の方向がよく分かるよう調整方針の内容や補完する事項を要約して掲載しています。「d」といたしまして、「合併協定項目(案)」に盛り込む内容については、「事業や施設等の名称」及び「調整を必要とする事項」欄に下線で表示しています。

本小委員会で検討いただく事項といたしましては、「調整方針要約一覧」の「調整を必要とする事項」欄の記述内容の確認について、「合併協定項目(案)」に盛り込む「取扱い区分」ごとの内容について、その他検討が必要な事項を考えているところでございます。本日ご提案しております協定項目案には、6市町村時に協議した先行調整項目に該当する項目を盛り込みまして整理させていただいております。以上、合併協定項目案の検討にあたりまして、基本的な考え方を説明させていただきました。

それでは別紙3をご覧くださいと思います。特記事項として記載いた



しております「合併協定項目(案)」として本小委員会が保管しておりました調整方針修正案のうち【25 - 21】「学校教育事業」【25 - 22】「社会教育事業」【25 - 23】「芸術文化・スポーツ振興事業」の3協定項目は、協定書記載文案を含めてご審議いただきたいと思います。続きまして、表紙を含めて12枚目でございます【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」16枚目でございます【12】「特別職の身分等の取扱い」18枚目でございます【14】「組織機構の取扱い」21枚目でございます【16】「付属機関等の取扱い」23枚目でございます【18】「公共的団体等の取扱い」29枚目でございます【19】「使用料、手数料等の取扱い」34枚目でございます【20】「補助金、交付金等の取扱い(各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く)」40枚目でございます【25 - 03】「姉妹都市及び国際・国内交流事業」42枚目でございます【25 - 07】「障害者福祉事業」のあわせて9項目につきましては、他の小委員会との輻輳項目でございますことから、調整方針要約一覧の中段でございます合併協議会項目番号欄を網掛け表示にさせていただいております。本小委員会に該当する調整方針となりますので、その網掛け部分の項目をご検討いただくこととなります。表紙に戻っていただきますが、表紙の下段の下線引きにも記載させていただきましたが、網掛け以外の項目につきましては他の小委員会担任の項目でございますので参考としてご覧いただき、現在協議中でありますことから確定した表示ではございません。また、合併協定項目案に記載しております文章につきましても、予定稿としてご了承いただきたいと存じます。なお、先ほどご審議をいただきました、通番1「学校林の設置」につきましては、協定項目【25 - 21】「学校教育事業」の調整方針要約一覧の中に含めてございます。同じく通番2「奨学金貸付制度」につきましては、協定項目【20】「補助金、交付金等の取扱い」に調整方針要約一覧の中に含め、合併協定項目に記載させていただいております。本日ご審議いただく「合併協定項目(案)」につきましては【25 - 21】「学校教育事業」【25 - 22】「社会教育事業」【25 - 23】「芸術文化・スポーツ振興事業」の項目ごとに説明をさせていただき、それぞれの項目ごとにご審議いただきたいと存じます。また、協定項目09「一般職の職員の身分等の取扱い」以降の9項目につきましては、一括してご説明した後、ご審議をお願いいたします。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 21】「学校教育事業」

吉田議長: ただ今、事務局から合併協定項目に関わる説明がございました。説明の中で「1 現行のまま新市に引き継ぐもの」、「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い新市全体に適用するもの」、「3 釧路市の現行に基づき統合し新市全体に適用するもの」、「4 白糠町の現行に基づき統合し新市全体に適用されるもの」、「5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」ということをご提案がございました。進め方といたしましては、1つずつ皆さんのご意見をいただく方向でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

吉田議長： それでは「1 現行のまま新市に引き継ぐもの」につきまして、質疑をお受けいたします。調整方針要約一覧と見比べながらの審議になろうかと思えますので、その辺の確認をしながらお願いいたします。

本城委員： 「現行のまま新市に引き継ぐもの」のうちの(1)町立幼稚園で「新市全職員の配置と併せ、教職員定数の適正化を図る」とありますけれども、教職員の定数の適正化という部分に関しましては、1つのマニュアルと言いますか、方向性は現段階で想定されているのでしょうか。

教育専門部会： 現在、幼稚園をお持ちのところが阿寒町と白糠町ということで、釧路市では公立幼稚園は持っていません。教職員の配置は児童数に対して配置基準が法律で定まっておりますが、運用の段階で政策判断が関係してきてそれぞれ少し違っています。また財政的な部分もあるかもしれませんから、その辺の整合性を図るという意味で「教職員の適正化」という表現をさせていただいております。

本城委員： その辺の思いは十分に伝わって参りますので良く分かりますが、もう少し具体的な部分での想定についてはまだ考えておられないのでしょうか。

教育専門部会： 先ほど本城委員がおっしゃいましたマニュアル的なものはまだ作られておりません。この後になっていくだろうと思っております。

大島委員： 「(11)学校給食体制」の中で、6市町村協議時でも、4市町協議の場合でも今実施している「ふるさと給食」のような特殊なメニューを入れてもらいたいという意見がかなり強かったわけですが、この中にはそういうものが文言として入っていません。これはどのようにカバーしていく考えているのでしょうか。例えば、阿寒町のシカ肉の利用や白糠町の場合は海産物を利用した給食など特色がある食材を活かして欲しいという希望があったように思うのですが、その辺はどの表現でカバーされていくのかお伺いいたします。

教育専門部会： 学校給食に係る項目は大変重要な議論でございます、かなり時間をかけております。現在、学校給食に関わる議論の推移につきましての調整方針は、資料をお手元にお届けさせていただいておりますが、9月10日の教育長会議の中でも議論させていただきました。「ふるさと給食」につきましては、おっしゃるとおりいずれのまちでも行っておりますので、新市になってからも行うことは確かでございます。継続していこうといった心構えでおります。ただ、どういう形で行うかということがこれからの問題であり、例えば阿寒町の「ふるさと給食」を釧路市にどうやって取り入れていくか、逆に釧路市の

「ふるさと給食」を他のまちでどうやって食べていただくかという交流が調理内容、調理方法とも併せてかなり難しいものですから、当面は今の形のまま新市に移行する形で収束しておりました。いずれにしましても、いつまでもこの問題を放っておくことはできませんので、教育長会議でも議論を続けていきますし、事務レベルの議論もこれから入っていきますので、このような流れの中で食材購入などについてこれから検討しなくてはなりません。学校給食はすそ野が広い業務であることは教育長会議も含めて認識は一致しておりますので、後は具体的な手法の問題ではないかと思っております。「ふるさと給食」は実施していく予定でございます。

廣谷委員： 前回もこのことについて申し上げましたが、センター方式への移行と併せて色々な検討材料となっておりますけれども、いつまでもそれぞれで続けていくわけにもいかないようなお話でございますが、そうするとメニューや単価、食材なども含めて将来的には地元では購入出来ない方法になっていくのでしょうか。そうしますと新市で一括購入して配分されていくことになるのでしょうか。

教育専門部会： まさにその部分を教育長会議でも議論をさせていただいております。給食センターは白糠町、阿寒町、釧路市にあり、単独調理校と言いまして、学校で作っているところが音別町と釧路市で11校ございます。これを順次センター化に向けて取り組んでいくという基本的な考え方はあるのですが、釧路市だけで作っている調理食は約15,000食あり、白糠町は1,000食という数の中で、この食材をどうやって維持していくかという問題が出てきます。維持するにしましても新市における契約登録業者や契約規則などの問題が出てきますから、その辺の兼ね合いも出てきます。委員から前回もご指摘がございましたが、地元食材の地産地消の考え方や、地元商店の商売のことも十分視野に入れながら検討しているところでございます。ただ具体的に規則を作るところまでには行っていませんが、その辺は十分頭に置いて教育長会議でも議論をさせていただいております。またこの問題は範囲が広く、配送の問題も出てきております。例えば白糠町の給食センターで作った給食を阿寒町に配達するにしましても、少し距離がありすぎて保温缶の中で煮だってしまうという様々な問題がありますので、その辺を教育長会議で具体的な詰めを行っていくこととなります。もちろん、給食課長も給食センター長も含めてこの議論に入っておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

吉田議長： よろしいでしょうか。

廣谷委員： はい。

吉田議長： 他にございませんか。

本 城 委 員： この問題は十分に議論をしながら慎重に進めているということはお聞きして良く分かります。ただ、1食当たりの単価とその内容、これらの比較の中でも、例えば白糠町、音別町の単価は釧路市が現在行っているセンター方式の1食当たりの単価よりも安く、しかもふるさとのメニューを盛り込んだ中で内容も非常に充実しているなど、地域の納入業者の方々の協力を得ながらスムーズに行われておりますが、新市で統一的去るという考え方になりますと、現在地方で納入している業者にしても全市的な量を提供するというようなことは、量的にも事業の規模的にも不可能であると思わざるを得ないわけでは、やはり小さな自治体だから今までは協力も出来ましたし、提供も出来ましたけれども、大きな規模のセンター一括方式になった場合には、納入業者として果たして残っていけるのかというようなこと、あるいは食材を提供していけるのかなどといったことがあると思います。本当に難しい問題だと思いますが、地域性、また規模の細分化とでも言いましょうか、こういったようなことが給食に関しては考えることができないのかどうか、あくまでもセンター一括方式的な方向に進んでいかざるを得ないものなのか、その辺の青写真と言うか、どの辺まで議論されているのか気になるところですので、差し支えない範囲で結構ですのでお聞かせいただければと思います。

教育専門部会： 調理場所の規模の問題がございまして、釧路市の場合は中学校給食センター、小学校給食センターと単独調理校11校という形でございまして、ここで合併する4市町の学校の調理が全部出来るかと言うと無理でございまして。白糠町にある給食センターでも1ヶ所で全部を作ることは不可能でございまして。例えば大きな給食センターを造って全部の給食を作ることが出来たとしましても、今度はそれを配送する時間の問題が出てきますので、そういう意味ではそれがベストな考え方かどうかといったところまで議論はしております。広大な土地、例えば釧白工業団地に建てるといった意見は別として、現実的な考え方としてはなかなか難しいところではございまして。現在のところは調理する場所については、今実施している音別町の単独調理校の分は小・中学校で1校ずつであり、しばらくは食材も今のままとして、そして合併後1年間でそれを整理することは厳しいというお話にはなっております。白糠町の給食センターにつきましては、概ね1,000食程度調理されており、幼稚園や老人ホームへの給食提供を行っております。また、お稲荷やおにぎりの成型機も持っておりますし、私も見て参りましたが生地からパンを焼く機械も持っております。そういうことで方式が色々違ってきます。給食の単価は釧路市が一番高いですが、これはもちろん職員体制や食材購入の方法によるかもしれません。釧路市の同じ子供達が同じものを食べなくて良いのか、同じ給食費でなくても良いのかということですが、合併しても1年間や2年間は推移期間として市民の方には理解していただけたとしても、これが5年間も6年間もずっとこのままで許してもらえらるのだろうかということがあって、先ほど申し上げましたように、ずっと今のままということは難しく、どこかの

時点で結論を出さなければならないと思っております。ただ、その結論がいきなり給食センターを建てるという結論は到底持ちえませんが、そういう面では現在行っている方式でとりあえずは行こうということになっております。同じ物を食べてもらいたい、あるいは今週の「ふるさと給食」は阿寒町の野菜をたくさん使った給食などといった流れが出来れば良いのではないかと部会では話しております。それから、給食費の徴収体制も違います。学校長が責任を持って給食費を集めて、例えば白糠町ではその給食費は教育委員会の会計へ、釧路市の場合は学校給食会という会がございまして、そちらの方に納められます。食材購入では釧路市では契約規則に基づいて入札行為が行われ食材を購入しております。そういう形で給食費の会計の流れ1つを取っても違い、この辺の整理がどうしても学校の先生方のご協力もいただかなければならないため、そのための調整も出てきます。給食の関係ではかなり調整しなければならない項目が多岐に渡っておりまして、また地産地消という地元の商店街などへの配慮もしなければならない分野がかなりございます。これは我々だけではなく市全体の考え方などにも関わってくると思います。契約がどういうふうに決まっていくかによって、様々な問題を想定しております。今のところはまだこういったことについて給食センター長、関係課長が集まって意見交換を行っておりますが、下案を作るまでには至っておりません。ただ基本的には教育長会議では「ふるさと給食」はこれからも継続するという、今行っている給食体系については当面そのまま行っていくということで、今後、担当課長会議で意見交換を含めて行っていく予定でございます。一定の外枠がある程度見えてきたと思っておりますが、9月はそれぞれ議会の会期に入ってしまうものですから、10月以降に専門部会を開いて少なからずこの問題の議論を続けていきたいと思っております。

吉田議長： その他、この関係につきましてご意見はございませんか。専門部会での説明をお聞きしますと、問題点と言いますか、これからクリアしなければならない部分がたくさんあるということで単純にある期間の中では一本化できないという流れのようでございますけれども、学校給食に関わりましては今まで果たしてきた役割を含めまして非常に大きなものがございまして、今後も十分機能していかなければならない部分ではないかと思っております。これからは教育長間の議論を十分に行っていただきまして、方向性を見出し、出来るだけ地域社会に理解されるような体制作りをお願いしたいと思っております。それでは「1 現行のまま新市に引き継ぐもの」の関係で、その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは、「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」につきまして質疑をお受けいたします。

平 間 委 員： 「(11)小・中学校の余裕教室の活用」で、「活用策の統合を新市で検討」とありますが、具体的にもう少し詳しく説明していただけますか。

教育専門部会： 余裕教室というのは聞き慣れない言葉かもしれませんが、釧路市だけで実施されている事業でございます。学校を造った時の建築間口よりも子供達が減って教室が余ってしまった部分を民間の方々に市役所あるいは各部を通じましてお貸しする方法です。この部分につきましては、町においては実施されていなかったものですから、合併後については活用策を一本化しようという考え方を持っております。例えば町でも余裕教室があれば釧路市と同じ制度を持って地域に貸していくというような考え方で、ここは統合と整理させていただいております。

吉 田 議 長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

吉 田 議 長： それでは、次に「3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」につきまして質疑をお受けいたします。

松 永 委 員： 社会科副読本についてですが、釧路市では作っておりますが他の3町では社会科副読本はないのでしょうか。

事 務 局： 4市町とも副読本という形でお持ちでございます。

松 永 委 員： そうしますと、当然地域性が釧路市の場合も各町の場合もございしますが、「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」ということは、それぞれの地域の副読本については当面必要がある限り、作成して教育に用いて行くわけですが、合併して新しい市が出来た場合には、それぞれの副読本を4市町区域の小学校全部で使うということでもないでしょうし、具体的にはどういうイメージになるのでしょうか。

教育専門部会： 部会としましては、まだそこまでの細かな詰めは行っておりませんが、例えば合体本のようなイメージをとるのか、そういう意味では新しいものを作るという考え方もございしますし、それぞれの地域のものをこれまで通り使っていく考え方もあろうかと思えます。その辺はこれからの事務事業の一元化の中で協議されていくことになっております。

松 永 委 員： 「現行のまま新市に引き継ぐ」というと、従来と取扱い上の大きな違いがあると思ったのですが、今のお話からは当面現行のまま行うということであり、そういたしますと、3番目のところに出てきたというのは、まだ議論の途中なのかもしれませんが、従来とは違った考え方、違った方式で行うとい

う精神が入っていると受け止めました。なぜ3番目になったのかをもう一度お聞かせください。

教育専門部会： 副読本の作成につきましては、釧路市の場合は教育研究センターの研究グループにより作られております。町におきましては、釧路市のような作り方をしていないものですから、新市においては釧路市教育研究センターを中心とした形で副読本についても研究・調査して作っていかうといった考え方で整理されておりました。

吉田議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは、「4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」について質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

吉田議長： 【25 - 21】「学校教育事業」については終了してよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

吉田議長： 続きまして【25 - 22】「社会教育事業」についてご説明をいただきます。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 22】「社会教育事業」

吉田議長： ただ今事務局から「社会教育事業」について説明がございました。この項につきましても、1から5までございます。それぞれ順番にご質疑をいただきたいと思えます。まず「1 現行のまま新市に引き継ぐもの」について質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」について質疑をお受けいたします。

廣谷委員： 「(2) 青少年健全育成プラン」についてですが、ここには「合併後1年程度で新市における計画を策定」となっておりますが、この補導センターというものを設置しておりますのは白糠町と釧路市しかございません。私どもが携わっていく中で、最近1人親の家庭が結構ございまして、その家庭がた

まり場となってたばこや飲酒という問題が出てきております。そういうことから申し上げましても、青少年を取り巻く状況への対応ということでは子供の居場所作りが重要と言われている中で、補導センターから育成センターに名称を変えることも考えていますが、現状では見守っていくしかございません。4市町の合併に伴う新たな組織体制について、白糠町は35年の歴史があり今後地域が一体となって体制を整備して行政や地域の町民が果たす役割を明確にする必要があるわけでございます。現在合併協議会の中では青少年育成センターを統合する調整内容になっておりますけれども、白糠町は青少年育成センターとなりましても支部という形で地域の役割を担う体制にしてはどうかという話が役員会や会議の中で出ております。この件はこれから継続して要望をしていくことになっておりますけれども、そういった中で現行の専門補導員の役割が重要でございますので、そのまま非常勤職員の取扱いにさせていただきたい要望が多いわけです。釧路市は5名もいらっしゃるのですが、白糠町は1名しかいません。そういう形の中で今後検討して、後の2町も併せて支部的なものを残していただければと思います。これは将来少子化とは言いながらも、ずっと続いていく問題ではないかと思えます。

吉田議長： ただ今の意見に対して、それぞれ事務局、あるいは専門部会の方で検討された経過もあろうかと思えますので、答弁をお願いいたします。

教育専門部会： 専門部会の中でも補導センターと育成センターの関係が話題になりまして、設置や制度につきましては一本化の方向で調整をさせていただいておりますが、新市になった場合に今の青少年の実態を見ますと安閑としていられないというお話がございます。地域が広がりますし、当然対象になる青少年の数も増えてきます。その辺は十分に認識しておりますが、今釧路市と白糠町にある補導センターは、これまで以上の機能の強化が必要ではないかといった話をしております。先ほどおっしゃられました補導員の関係もそうですが、それらを見直し、強化し、支部を作り上げ関係機関と十分に調整、連絡をとっていくことが必要になってくるだろうといった話をしております。ですから、今後始まります事務事業の一元化の中で、もっと詳しく協議されていくと思えます。

吉田議長： 地域性や地域の実情等を考慮した中で、センター的な支部組織のようなものも視野に入れながら検討されているという理解でよろしいでしょうか。

教育専門部会： まだ組織の機構図と言いますか、どこのまちが支部というような話までには至っておりません。この後、中核となる総合行政センターを含めた機能の分担などの中で組織機構が定まっていくと思っております。

曽我部委員： 社会教育委員のところに、「各地域の意見が反映される委員構成を検討」と出ておりますけれども、この辺の委員の検討はどのようにされているのでし



ようか。また、社会教育指導員主事などが再編されるなど適正な配置をするということですが、この辺につきましてもお伺いしたいと思います。

教育専門部会： それぞれ社会教育委員につきましては、社会教育法に則って設置されております。専門部会の中では市町村ごとに学識経験者、学校長、各組織の長、地域を網羅した委員構成がそれぞれなされているという話し合いがされました。例えば、青少年、婦人、老人などの層に応じた地域の課題をもとに社会教育委員の方が計画を立てて、その計画に基づいて指導・助言を行い、人づくりや地域づくりに貢献しているということも部会の中では話をしております。ただ、今の全委員が新市の委員となりますと、社会教育委員は60～70名になるのでしょうか、そういうことを考えますと、財政的にも判断が必要になってくるのではないかとということで、事務事業の一元化の中で話し合われていくことになるかと思えます。この地区には何名が良いという具体的な話はしておりませんので、この場ではお答え出来ません。

吉田議長： 減ることには変わりないような発言がありましたが、その辺はいかがでしょうか。

教育専門部会： 実は教育長会議の中で話題になっておりまして、この件は審議会にも関係してくるだろうと思っております。審議会などの項目は教育専門部会ではなく総務専門部会が所管ですから少しはずれるのですが、教育分野にも審議会はたくさんありますので、基本的な考え方といたしましては同じ審議会は一本化しようという考え方を持っております。ただ全部一本化しますと、ここで人数の問題が出てきます。人数につきましては、今の全委員を足して80名にする方法は考えておりません。例えば、15名、10名、8名、6名などというように、それぞれのまちで色々な審議会があって人数も違うかと思えます。その中で一番多い委員数の審議회를1つ想定してはどうかといった議論が専門部会であります。例えば、15名が一番多いなら合併後、15名を定数とする審議会とするといったように、これはまだ部会での議論で、教育長会議にはお諮りしておりませんが、こういった流れの中で統一して最大の委員数を持っているところに合わせた委員構成を考えています。委員をどのようにして選ぶのかということでございますが、これは枠配分と言うよりは地域バランスに配慮して整理したいと考えております。教育分野においては地域バランスに配慮した中で審議会を運営していくのが良いのではないかと部会では議論されており、教育長会議にお諮りをするのは次回の会議になるかと思っております。

吉田議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは「3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」について質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは「4 白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」について質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは「5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」について質疑はございませんか。

平間委員： 「(8)ファミリーサポート事業」についてですが、これはこれから検討されていくということですので、この場での発言が適当なのかどうかは定かではありませんが、「ファミリーサポート事業」は国よりも釧路市の方が取り上げた時期は早いはずで、国が違う制度を「ファミリーサポート事業」という名で出してきましたが、一般市民にすると「ファミリーサポート事業」と言いますと、どちらのことか迷いますので、もし継続していく時には「ファミリーサポート事業」の名称について少し考えていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

教育専門部会： 釧路市の場合は「ファミリーサポーター」という制度がずいぶん前から行われておりまして、これが最近、文部科学省の指定事業に似たようなネーミングの事業があるということで紛らわしいことは確かでございます。この他にも福祉関係で「ファミリー」が付く事業も結構ございまして、我々も少し混同しております。青少年の問題に対する家族への支援や相談相手などファミリーサポート的な事業というのはいずれのまちでも少なからず行われておりまして、たまたまネーミングが違っていたり、制度化されていなかったというお話でございまして、釧路市には現行制度がありますので新市で再編するならば、整理させていただきたいと思っております。

吉田議長： よろしいでしょうか。

平間委員： はい。

廣谷委員： 白糠町としても「子供110番」がございまして、補導員が有害環境場所や各商店などを見回っています。今年から「110番の家」ということで玄関にシールを貼って、そこで子供に何かあった時にそのシールを貼ってある家に子供が駆け込んで助けを求めることが出来る事業を行っています。

吉田議長：それぞれの地域で子供達の健全育成のために色々な対応策をとっているのは事実のようでございます。他にございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：ただ今審議をしていただきました【25 - 22】「社会教育事業」について、了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

吉田議長：続きまして、【25 - 23】「芸術文化・スポーツ振興事業」について説明をお願いいたします。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 23】「芸術文化・スポーツ振興事業」

吉田議長：この項目につきましても1から4に分けて質疑をお受けしたいと思います。まずは1についてご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：次に「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」について質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：「3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」につきまして質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：「4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」について質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：それでは【25 - 23】「芸術文化・スポーツ振興事業」につきましては了承するというところでよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

吉田議長： 続きまして、【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」につきまして説明をお願いいたします。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

- 【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」
- 【12】「特別職の身分等の取扱い」
- 【14】「組織機構の取扱い」
- 【16】「附属機関等の取扱い」
- 【18】「公共的団体等の取扱い」
- 【19】「使用料、手数料等の取扱い」
- 【20】「補助金、交付金等の取扱い」
- 【25 - 03】「姉妹都市及び国際・国内交流事業」
- 【25 - 07】「障害者福祉事業」

吉田議長： 事務局より説明のありました【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」以下9項目につきまして質疑をお受けいたします。一括して審議の対象とさせていただきます。

大島委員： 【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」の【09 - 02】「1 現行のまま新市に引き継ぐもの」の中の「(4) 教員住宅」についてお尋ねします。 として「使用料は現行を基本とする」ということになっておりますが、釧路市は山花などの奥に行くと教員住宅があるのかは分かりませんが、音別町、白糠町、阿寒町の場合は、大体教員住宅が揃っております。住宅の建て方やそれぞれの地域によって管理職が入っている建物と一般職員が入っている建物では教員住宅の使用料は違っていると思いますが、その辺について行財政小委員会の方で検討されている内容について事務局は把握していますか。使用料に極端に差があるのか、大体同じような料金になっているのかその辺を理解していれば説明してください。

事務局： 6市町村時の調査で抑えていることを1点説明させていただきますが、ご指摘のように校長・教頭・一般教員の場合の住む住宅については一戸建てになっているケース、または集合住宅に入っているケースがあり、使用料の違いが出てきております。ただ、新市においてどのようにするかという点では、まず住宅そのものは引き継いでいくということが想定されておりますが、使用料の検討についてはまだ現実的には協議されていないのが率直なところでございます。大島委員からご指摘のように地域的なバランスをどう考えていくかということは、検討の1つとして考慮に入れていくべきではないかと考えておりますが、具体的には総務専門部会が事務事業の中で検討して進めていくことになるだろうと考えております。

大島委員： 例えば、新しく1年前に建てた校長住宅と5年、10年経っている校長住宅

では使用料が違ってくると思います。そういう意味では行財政小委員会の方で検討される部分ですが、一律平等にはならないと思いますので、その辺については十分に検討していただけるとありがたいと思うところでございます。

事務局： 分かりました。

吉田議長： 他にございませんか。

曾我部委員： 【18】「公共的団体等の取扱い」の【18-04】(17)女性団体のとして「各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後1年程度で補助制度を調整」とありますが、どのような調整がされるのでしょうか。また「新たに女性連を発足し発展的統合を図る・・・」とありますが、この辺も事務局ではどのように押さえておられますか。

廣谷委員： 釧路管内9ヶ町村の助成団体協議会の創立50周年記念が10月25日に予定しておりますが、それが終わった後に、4市町で一度話し合いをしようということで、会長だけではなく500名位に来ていただいて、また指導機関の教育委員会にも入っていただいて今後どのようにしていくか16年度内に方向付けをしたいと考えております。ただ補助金については4市町が合併した場合に、人口割とするのか会員数割とするのかどうかはまだ分かりません。

平間委員： 先ほどの曾我部委員の発言とも重なりますが、1年以内に調整することになりますと現実問題として平成17年10月に新市になって、1年後となりますと18年10月になります。女性団体はほとんどの活動年度が4月から3月ですので、そうしますと19年4月から新予算になるということがあります。それから、実は6市町村で討議している時に、各市町の女性団体協議会の団体の中に、釧路市家庭生活カウンセラークラブというのも入っていたと思うのですが、このクラブは別の女性団体とも違うということで、ここできちんと確認をしておかないと、4市町で話をした時に釧路市家庭生活カウンセラークラブも入っているのではないかと言われまして大変困りますので、別であるということを確認しておきたいと思います。

事務局： 共通項としてお話出来るのは、平間委員からご指摘がございましたように、合併後1年というのは、当然平成17年10月11日以降、1年間の中でどのように合併に向けた話が出るかということもありますが、補助制度につきましてもそれぞれの団体が補助を受けられてその活動内容についてもそれぞれの目的を持っていると思いますので、それを一律にするということにはならないのではないかと思います。ただ事務的には補助制度のあり方というのは、整理統合していく考え方が基本でございますので、その辺は団体からご意見もいただきながら考えていくことになるだろうと思っております。6市町村時の現況調書に記載のありました釧路家庭生活カウンセラー養成講座の運営

委員会のことですが、これにつきましては女性団体と別項として取り扱うべきだというご指摘だったと思いますので、それは受け止めていきたいと思えます。ただ、これから女性団体の中で協議していただく場合に、9ヶ町村との関係もあるというご指摘が6市町村時にもありましたので、それらを受けて議論する時にはこの現況調書に基づかなくても構わないものと思っております。なぜかと言いますと、これを発行した段階でも結構抜けているものがありました。従って他の小委員会でもございましたが、現況調書の追加修正というのはそれぞれの項目でございましたので、そこはこだわらなくても良いと思っております。あくまでも女性団体として銘打った時にどういう団体があって4市町の場合の議論、9ヶ町村の議論が行われることが出来たらよいだろうと思っておりますので、その点でご了解をいただければと思います。

吉田議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： 私から1点だけ質問をさせていただきます。【12】「特別職の身分等の取扱い」(4)の「教育委員は最初の議会で選任されるまでの間、合併市町の委員を臨時に選任」と規定されておりますが、これは何か基準があるのでしょうか。

教育専門部会： 教育委員会の場合は合併後、失職するのが法の定めでございますが、第1回の議会が開かれるまでの間、空白期間を置かないよう暫定の教育委員会というものが組織されます。ただ教育長会議の中では、暫定ではございますが、それぞれ引き継いで行くことから地域バランスを十分念頭に置いていくことについて議論がされております。その辺は首長の職務権限になりますが、そういった形で教育委員の方は押さえております。

吉田議長： 分かりました。他にご意見、ご質問はございませんか。

曽我部委員： 【19】「使用料、手数料等の取扱い」で「5 新市において統合や再編等の方向性が検討されているもの」の「(1) 町立幼稚園の入園料・保育料」のところ、合併後2年程度で一元化の方向性となっており、阿寒町と白糠町だけが町立幼稚園を持っておりますが、保育料も入園料も違うと思えます。釧路市は私立幼稚園だけです。そういう中で、合併後2年程度で幼稚園や保育所の統合や一元化の方向性ということでしょうか。この辺の説明をお願いいたします。

教育専門部会： 項目の立て方として幼稚園と保育所が一緒になっておりますが、我々の部会としましては保育の部分は所管ではございませんので、幼稚園の方だけを所管しているということになってございます。そういった中で釧路市には民

間幼稚園しかありませんが、そちらの方に様々な補助金の関係で繋がりを持っているわけであり、統合しますと事務的に面倒なところがございます。市民の皆さんは幼稚園や保育所に係るお金には厳しいものですから、その辺は統一するにしましても理論立てをして、整合性を図っていかねばならないと思っております。1つ1つの質問を想定しながらも、振興計画などを作っていくとなりますと、それなりの時間も頂戴したいというようなお話が専門部会ではあったところがございます。

吉田議長：他に何かございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：それでは、9項目につきまして了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

### 3. 次回小委員会の開催について

吉田議長：以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第4の「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局：当初予定しておりました調整方針修正案、協定書整理案について、概ね審議が終了いたしました。10月に予定しております合併協議会には委員会報告にて報告する予定でございますが、次回の教育文化小委員会にかけべき課題が現時点ではないものですから、必要があった場合に委員長と相談させていただき、各委員に日程連絡をさせていただきたいと思っております。従いまして、次回の教育文化小委員会は未定ということをお願いいたします。

吉田議長：ただ今、事務局から当面は教育文化小委員会での検討事項がないということで、次回につきましては未定ということですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

吉田議長：それでは、会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かございますか。

事務局：ございません。

吉田議長：それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

## 4 . 閉会

吉 田 議 長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第2回教育文化小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時58分)



釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員長（議長） 吉田正勝

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員 大島修造

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員 河合京子